含む。）、金融サービスの提供に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第四十条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　次に掲げる者の検査（ヨからムまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

［イ～ワ　略］

カ　金融サービス仲介業を行う者及び認定金融サービス仲介業協会

［略］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ム　略］

ウ　金融サービス仲介業を行う者及び認定金融サービス仲介業協会（証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和三年十一月一日から施行する。

○内閣府令第三十五号

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月二日　　内閣総理大臣　菅　　義偉

金融サービス仲介業者等に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　金融サービス仲介業者
第一節　通則（第四条―第二十四条）
第二節　業務
第一款　通則（第二十五条―第四十七条）
第二款　預金等媒介業務に関する特則（第四十八条―第五十五条）
第三款　保険媒介業務に関する特則（第五十六条―第六十四条）
第四款　有価証券等仲介業務に関する特則（第六十五条）
第五款　特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務に関する特則（第六十六条―第百十九条）
第六款　貸金業貸付媒介業務に関する特則（第百二十条―第百三十七条）
第三節　経理等（第百三十八条―第百四十一条）
第三章　認定金融サービス仲介業協会（第百四十二条・第百四十三条）
第四章　指定紛争解決機関
第一節　通則（第百四十四条―第百四十八条）
第二節　業務（第百四十九条―第百五十六条）
第三節　監督（第百五十七条・第百五十八条）
第五章　雑則（第百五十九条―第百七十三条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供に関する法律（以下「法」という。）第二条又は第十一条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

（電磁的方法）

第二条　この府令において「電磁的方法」とは、次に掲げる方法をいう。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　金融サービス仲介業者（情報の提供を行う金融サービス仲介業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該情報を提供する相手方（以下この条及び次条において「顧客」という。）又は当該金融サービス仲介業者の用に供する者を含む。以下この項において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。イ及びロにおいて同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（この項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を受ける場合にあっては、金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（この項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を受ける場合にあっては、金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ　金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ　閲覧ファイル（金融サービス仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法